

保育施設に関する「よくある質問」

利用者負担額(保育料)について

- Q1. 利用者負担額(保育料)はどのように計算されますか。
- Q2. 毎月の利用者負担額(保育料)以外にかかる費用はありますか。
- Q3. 保育料の減免制度はありますか。
- Q4. 利用者負担額(保育料)はどのように納めますか。
- Q5. 金融機関に口座振替の申し込みをしました。いつから口座振替が開始になりますか。
- Q6. 登録している口座を変更することはできますか。
- Q7. 納付書の納付期限が切れてしまいました。この納付書で支払うことができますか。
- Q8. 保育料等の引き落とし日に口座残高が不足していて引き落としされませんでした。再振替はありますか。

Q1. 利用者負担額(保育料)はどのように計算されますか。

保育施設利用者負担額(保育料)は、児童の保護者または同一家計の主宰者である同居者の住民税(市区町村民税)等で決定します。

ただし、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除等の税額控除は適用せず、控除前の金額で算定します。

また、直近の税情報を反映させるため、4月分から8月分保育料は前年度住民税所得割課税額、9月分から3月分保育料は当年度住民税所得割課税額で算定を行います。なお、住民税の申告がなく、税額が確認できない場合は保育料の算定ができないため、住民税の申告を行っていただきますようお願いいたします。(申告がない場合は、最高所得階層で決定することがあります。)

Q2. 毎月の利用者負担額(保育料)以外にかかる費用はありますか。

施設によって異なります。詳しくは、各園へお問い合わせください。

Q3. 保育料の減免制度はありますか。

ご家庭の状況や市民税の所得割課税額によって、保育料の減免制度があります。詳しくは、市ホームページ内「利用者負担額(保育料)について」をご覧ください。

Q4. 利用者負担額(保育料)はどのように納めますか。

通園されている保育施設によって異なります。

また、保育料以外の実費に係る費用の支払い方法については各保育施設へお問い合わせください。

公立保育所・民間保育園に在園・・・原則口座振替にて納付

認定こども園・小規模保育施設に在園・・・各施設の指定する方法で納付

Q5. 金融機関に口座振替の申し込みをしました。いつから口座振替が開始になりますか。

金融機関から市役所に、口座振替の申込みがあったとの通知を受けてから、市役所で登録を行います。登録が完了すれば、子育て支援課より、口座振替手続き完了のお知らせを送付いたします。お知らせが届いた月から、口座振替が開始になります。開始を希望する月の前月上旬までにお申し込み下さい（金融機関により、手続きにかかる期間は異なります）。

なお、引き落とし日は毎月月末(金融機関の休業日は翌営業日、12月は28日)です。

Q6. 登録している口座を変更することはできますか。

口座振替納付依頼書を、新しく引き落としをしたい口座のある金融機関の窓口にご提出ください。

登録が完了すれば、子育て支援課より、口座振替手続き完了のお知らせを送付いたします。お知らせが届いた月から、新たに登録した口座での口座振替が開始になります。

Q7. 納付書の納付期限が切れてしまいました。この納付書で支払うことができますか。

期限から14日以内であれば、金融機関やコンビニエンスストアで納付が可能です。また、銀行など金融機関では、14日を経過しても支払いが可能です。

Q8. 保育料等の引き落とし日に口座残高が不足していて引き落としされませんでした。

再振替はありますか。

再振替はありません。

「口座振替不能のお知らせ」を送付いたしますので、このお知らせを持参の上、金融機関またはコンビニエンスストアで納付して下さい。

その他

Q. 長岡京市の保育施設で働きたいのですが、どこに連絡したらいいですか。

公立保育所で勤務を希望される場合、長岡京市子育て支援課(075-955-9518 担当:保育係)までご連絡下さい。民間保育園、認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設での勤務を希望される場合は、各施設へ直接お問い合わせください。